

- 老発第 0522001 号  
平成 18 年 5 月 22 日
- 一部改正 老発第 0420003 号  
平成 19 年 4 月 20 日
- 一部改正 老発第 0331007 号  
平成 20 年 3 月 31 日
- 一部改正 老発 0514 第 1 号  
平成 22 年 5 月 14 日
- 一部改正 老発 0407 第 1 号  
平成 23 年 4 月 7 日
- 一部改正 老発 0409 第 1 号  
平成 24 年 4 月 9 日
- 一部改正 老発 0331 第 5 号  
平成 26 年 3 月 31 日
- 一部改正 老発 0212 第 2 号  
平成 27 年 2 月 12 日
- 一部改正 老発 0528 第 2 号  
平成 30 年 5 月 28 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長  
( 公 印 省 略 )

「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」の一部改正について

介護支援専門員実務研修受講試験については、平成 18 年 5 月 22 日付け老発第 0522001 号厚生労働省老健局長通知「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」により行われているところであるが、今般、同通知の別添「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」の一部について新旧対照表のとおり改め、平成 30 年度に行われる介護支援専門員実務研修受講試験から適用することとしたので通知する。

○「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」改正

新	旧
<p>(別添)</p> <p>介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5. 受験対象者についての留意点 以下の事項に該当する者については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条の2に定める登録を受けることができないので留意すること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ. 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1項第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者</p> <p>カ、キ (略)</p> <p>6～10 (略)</p>	<p>(別添)</p> <p>介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5. 受験対象者についての留意点 以下の事項に該当する者については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条の2に定める登録を受けることができないので留意すること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ. 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者</p> <p>カ、キ (略)</p> <p>6～10 (略)</p>

(別紙 1)

別に定める相談援助業務に従事する者の範囲は次のとおりとする。

次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護（平成11年厚生省令第37号）第175条第1項第1号に規定する生活相談員
- (2) 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護にあっては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号に規定する生活相談員
- (3) 介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号に規定する生活相談員
- (4) 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設にあっては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号に規定する生活相談員
- (5) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設にあっては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号に規定する支援相談員
- (6) 介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護にあっては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号に規定する生活相談員
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する計画相談支援にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する相談支援専門員

(別紙 1)

別に定める相談援助業務に従事する者の範囲は次のとおりとする。

次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護にあっては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）第175条第1項第1号に規定する生活相談員
- (2) 介護保険法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護にあっては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1号に規定する生活相談員
- (3) 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号に規定する生活相談員
- (4) 介護保険法第8条第26項に規定する介護老人福祉施設にあっては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号）第2条第2項に規定する生活相談員
- (5) 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設にあっては、指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第40号）第2条第4項に規定する支援相談員
- (6) 介護保険法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護にあっては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号に規定する生活相談員
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第16項に規定する計画相談支援にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する相談支援専門員

<p>(8) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第6条の2第7項に規定する障害児相談支援にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年厚生労働省令第29号) 第3条に規定する相談支援専門員</p> <p>(9) 生活困窮者自立支援法 (平成25年法律第105号) 第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業にあつては、別に定める者</p> <p>(別紙2) (略)</p>	<p>(8) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第6条の2第6項に規定する障害児相談支援にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年厚生労働省令第29号) 第3条に規定する相談支援専門員</p> <p>(9) 生活困窮者自立支援法 (平成25年法律第105号) 第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業にあつては、生活困窮者自立支援事業等の実施について (平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知) の別紙 (別添1) 自立相談支援事業実施要領3 (2) アに規定する主任相談支援員</p> <p>(別紙2) (略)</p>
---	---

(別紙3)

都道府県介護支援専門員実務研修受講試験実施要領

1 (略)

2. 出題方式及び出題数等  
(1) (略)

(2) 出題数、試験時間等  
了。出題数、試験時間

区 分	問題数	試験時間
介護支援分野 介護保険制度の基礎知識 要介護認定等の基礎知識 居宅・施設サービス計画の基礎知識等	25問	120分 (原則10:00~12:00) ※点字受験者 (1.5倍) 180分
保健医療福祉サービス分野 保健医療サービスの知識等 福祉サービスの知識等	20問 15問	※弱視等受験者 (1.3倍) 156分
合 計	60問	

イ、ウ (略)  
(3) (略)

3 (略)

(別紙3)

都道府県介護支援専門員実務研修受講試験実施要領

1 (略)

2. 出題方式及び出題数等  
(1) (略)

(2) 出題数、試験時間等  
了。出題数、試験時間

区 分	問題数	試験時間
介護支援分野 介護保険制度の基礎知識 要介護認定等の基礎知識 居宅・施設サービス計画の基礎知識等	25問	120分 (原則10:00~12:00) ※点字受験者 (1.5倍) 180分
保健医療福祉サービス分野 保健医療サービスの知識等 基礎 総合 福祉サービスの知識等	15問 5問 15問	※弱視等受験者 (1.3倍) 156分
合 計	60問	

イ、ウ (略)  
(3) (略)

3 (略)

(別表)

「介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲」

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
三 介護保険法別表の科目 1-12 (略)	高齢者支援専門員 (高齢者介護試験)	1. 総論 I 医学編	1-12 (略) 医療器具を装着している障害の重 い 患 点 6 内臓臓器の画像診断(PEG) 7 (略)	1-5 (略)
	2 (略)	2-3 (略)	14-15 (略)	7 (略)
	3 (略)	1, 2 (略)		=
	4. 地域包括ケアサービス (地域包括ケアサービス 実務試験)	3. 地域包括ケアサービス導入の推進 方法	1. 地域包括ケアサービスの推進目的 2. 地域包括ケアサービスの推進 の課題 3. 地域包括ケアサービスの推進 の取組	= = =
		4. 認知症対応型通所介護の方法論		
		5. 小規模多機能型居宅介護の方法論	1-3 (略)	
		6. 認知症対応型共同生活介護の方法論	1-3 (略)	
		7. 介護予防型訪問介護の方法論	1-3 (略)	
		8. 介護予防型訪問介護の方法論	1-3 (略)	
		9. 複合型サービスの方法論	1-3 (略)	
	7. 高齢者支援専門員 (介護予防サービス 実務試験)			[解説]
		1. 介護予防訪問介護の方法論	1-4 (略)	
		2. 介護予防訪問介護の方法論	1-4 (略)	
		3. 介護予防訪問介護の方法論	1-4 (略)	
		4. 介護予防型在宅療養支援診療所の方法論	1-9 (略)	
		[解説]		[解説]
		5. 介護予防通所介護の方法論	1-4 (略)	
		6. 介護予防認知症対応型通所介護の方法論	1-4 (略)	
		7. 介護予防認知症対応型共同生活介護の方法論	1-4 (略)	
		8. 介護予防認知症対応型居宅介護の方法論	1-4 (略)	
		9. 介護予防認知症対応型共同生活介護の方法論	1-4 (略)	
	8 (略)			
	9. 高齢者支援専門員 (介護保険法別表各編)	4. 介護保険サービスの実施 の目的	1. 介護保険サービスの実施の目的 2. 介護保険サービスの実施の 課題 3. 介護保険サービスの実施 の取組	= = =
	10 (略)			

(注) (略)

(別表)

「介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲」

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
三 介護保険法別表の科目 1-12 (略)	高齢者支援専門員 (高齢者介護試験)	1. 総論 I 医学編	1-12 (略) 医療器具を装着している障害の重 い 患 点 6 内臓臓器の画像診断(PEG) 7 (略)	1-5 (略)
	3 (略)	2-3 (略)	14-15 (略)	7 (略)
	4. 地域包括ケアサービス (地域包括ケアサービス 実務試験)	1, 2 (略)		[解説]
		[解説]		[解説]
		3. 認知症対応型通所介護の方法論	1-2 (略)	
		4. 小規模多機能型居宅介護の方法論	1-2 (略)	
		5. 認知症対応型共同生活介護の方法論	1-2 (略)	
		6. 介護予防型訪問介護の方法論	1-2 (略)	
		7. 介護予防型訪問介護の方法論	1-2 (略)	
		8. 複合型サービスの方法論	1-2 (略)	
	7. 高齢者支援専門員 (介護予防サービス 実務試験)			=
		1. 介護予防訪問介護の方法論	1-4 (略)	
		2. 介護予防訪問介護の方法論	1-4 (略)	
		3. 介護予防訪問介護の方法論	1-4 (略)	
		4. 介護予防型在宅療養支援診療所の方法論	1-9 (略)	
		5. 介護予防通所介護の方法論	1-4 (略)	
		6. 介護予防認知症対応型通所介護の方法論	1-4 (略)	
		7. 介護予防認知症対応型共同生活介護の方法論	1-4 (略)	
		8. 介護予防認知症対応型居宅介護の方法論	1-4 (略)	
		9. 介護予防認知症対応型共同生活介護の方法論	1-4 (略)	
	8 (略)			
	9. 高齢者支援専門員 (介護保険法別表各編)	1-3 (略)		[解説]
	10 (略)			

(注) (略)

(別紙 4) (略)

(別紙 4) (略)